

「預金等受入金融機関に係る検査マニュアルについて」等の改訂の概要

1. 金融再生プログラム関連

(1) 引当に関するDCF的手法の採用

要管理先及び破綻懸念先の引当手法について、DCF法を選択肢として書き加えたうえで、「与信額が100億円以上の大口債務者」については、「DCF法の適用が望ましい」と記載した。

(2) 引当金算定における期間の見直し

要管理先(3年基準)及びその他要注意先(1年基準)の引当金算定期間について、以下の方法を書き加えたうえで、「与信額が100億円以上の大口債務者」については、「その適用が望ましい」と記載した。

要管理先に対して、やむを得ずDCF法を適用できない場合には、個別的な残存期間による引当を適用する。

その他要注意先のうち、要管理先以下から上位遷移した大口債務者については、要管理先に準じた引当手法を適用する(DCF法、又は、現行の要管理先の引当手法)。

(備考)大口債務者に対するDCF法及び引当金算定期間の適用については、監督局より、主要行に対し15年3月期から適用するよう要請する予定。

2. その他の改訂

(1) 本人確認関係

本人確認については、平成15年1月から本人確認法が施行されたことから、法令等遵守及び事務リスクの検証項目の一つとして追記した。

(金融検査マニュアル、保険検査マニュアル、証券検査マニュアル、投信・投資顧問検査マニュアル)

(2) 保険募集関係

平成14年10月から銀行等が保険募集を行うことのできる対象商品が拡大されたことから、法令等遵守及び事務リスクの検証項目の一つとして追記した。

(金融検査マニュアル)

(3) 公的管理金融機関関係

特別公的管理銀行は既に公的管理を終了し存在しないことなどから、所要の見直しを行った。

(金融検査マニュアル、保険検査マニュアル)

(4) 更生計画等認可後の債務者区分関係

更生計画や再生計画の実現可能性が高い場合は、法的再建手続きによる場合にも上位の債務者区分に判定することができる基準を盛り込むことで、債務者区分の判断について、これまでの取扱いの明確化を図った。

(金融検査マニュアル、保険検査マニュアル)

(5) 不動産担保関係

不動産担保評価については、債権保全という性格を十分考慮する観点から、鑑定評価の前提条件等や売買実例を検討するなどにより、必要な場合には、担保評価額に所要の修正を行っているかを検証することとし、これまで検査で行ってきた取扱いの明確化を図った。

(金融検査マニュアル、保険検査マニュアル)

(6) 審査管理関係

健全な事業を営む融資先の技術力・販売力等や事業そのものの採算性・将来性を重視し、担保や個人保証に依存しすぎていないかを検証することとした。

(金融検査マニュアル、保険検査マニュアル)

(7) デット・エクイティ・スワップ関係

平成14年10月に「デット・エクイティ・スワップの実行時における債権者側の会計処理に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会)が公表されたことから、信用リスクの検証項目の一つとして追記した。

(金融検査マニュアル、保険検査マニュアル)

(8) 退職給付引当金関係

平成10年6月に「退職給付に係る会計基準」(企業会計審議会)が公表され、平成13年3月期決算から本格的に導入されているところであることから、自己資本比率の検証項目の一つとして追記した。

(金融検査マニュアル、保険検査マニュアル)

なお、本改訂に係る通達は、平成15年2月25日から施行し、同日以降を検査実施日とする検査について適用する。ただし、資産査定、償却・引当等、決算処理を伴う項目については、通達発出日以降に行われる決算処理に係る検査について適用する。